

広島県告示第六百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
地御前北三丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

廿日市市		市・区		
地御前北三丁目	地御前	町	大字	字
				地番
	大神		五八五番一	標柱一号
			一三八番一	標柱二号
			一三九番一	標柱三号
地御前北三丁目			一三九番一〇地先里 道敷	標柱四号